

さまざまな夢と希望！→会社や法人を作ってみましょう！

★あたためている思いや、ふとした時の思いつき★

このカフェへお越しいただいた方は、いろんな夢や希望を心に秘めていらっしゃると思います。「ずっと前から挑戦したいことがある」「個人から法人成りしたい」「こんな事をすれば世のお役に立てるのでは」「仲間と気ままにやりたいことがある」「ボランティアを募って社会貢献したい」「自分の老後の為、地域の為だけにしたい事がある」「野球チームを正式団体にして保障等を充実させたい」「もう一つ会社を作りたい」といった、長年の思いや最近ひらめいた事など様々だと思います。その夢や希望をカタチにするには…

★それぞれの思いは、それぞれ無理のないカタチで★

まずは、“無理せず今できること”をはっきりさせることです。その上で、予算や計画や人材、そして協力者(特に家族)を明確にしていく流れで、出来れば文字や数字にしていく事が大切になります。でも株式会社がいいのか、合同会社がいいのか、NPOが適しているのか、社団法人が合っているのか、法人格は要らないのか…それは、やりたい事(夢や希望)によって無理のないカタチは違ってきます。このような悩みも当カフェでは相談にのらせていただいております。

★会社・法人にする長所と短所★

どんな事でもそうですが、会社や法人にする事にも長所と短所があります。一般的な例としてまとめましたので、参考にさせていただければと思います。

長所(メリット)	短所(デメリット)
<p>①法人税なので、所得税より税率が低い場合が多いため税金が安くなる。 一般的には、所得(個人事業での売上-経費・控除)が800万というラインが目安だと言われています。</p> <p>②社会的な信用度があり、取引や融資などでそれを享受できる可能性が高い。</p> <p>③出資する人の責任が有限責任(出資額限定)になるので、債務を負ったときでも個人的な財産まで切り崩さなくてはいけないという事を避けられます。</p> <p>④決算日を自由に決められるので、例えば「この時期は忙しくなるだろう」と予測できる時期を避けて決算日を設定出来ます。</p>	<p>①設立の時に費用、または手間がかかる。 ※設立の時の費用はこちら(⑤へ)へ。</p> <p>②一概には言えませんが、事務的な仕事が多い。 ※会計処理や社会保険関係などの手続書類が多くなれば、人材が必要になるかも知れません。</p>

このように、一般的な例だけでも長所の方が多く、また魅力的なものとなっています。短所の方は、人によって価値観の違いはあると思いますがいかがでしょうか。

★さあ、はじめてみましょう！★

もし「会社・法人を作りたい」ということであれば、ぜひ「カフェ感覚」の価格をテーマにする当カフェにおまかせください！

株式会社を設立する！

⇒株式会社とは・・・事業内容や会社名等で注意すること

株式会社は、何かしらの商品やサービスを対価をもらって提供し、利益を得ることを目的とする**営利法人**です。その提供する対象は、自分や家族・仲間だけではなく、不特定多数でなくてはなりません。また、営利法人ですのでNPO法人等のような税制優遇はありませんが、「**一般的に一番認知されている法人格**」という意味では社会的信用を得られやすいと言えます。

☆事業内容の注意点☆

事業内容(目的)は、必ず行うものや将来行う可能性のあるもの、行うか曖昧なもの等を問わずに記載する方が良いです。それは、設立後に行いたい事業を追加するには、登録免許税という実費が発生するという理由からです。

ただ、事業内容を決める際にはいくつかの注意点がありますので、下記を参考にして下さい。

- ①事業によって「許可」「認可」「登録」「届出」などが必要な場合があります。これは、その事業を監督する役所(例えば、建設業は国交省や都道府県)に確認するのですが、要件や基準が複雑だったり、取り扱う規模によっては逆に許可が不要だったりする場合があります。
- ②当然ですが、法令違反していないことや公序良俗に反していない事業であること。
(例えば、「脱税あっせん事業」などはNG)
- ③前述しましたが、営利法人ですのでボランティアや慈善事業はできません。
- ④誰が(登記や定款を)見ても、わかりやすい事業内容であること。

☆会社名の注意点☆

商号(会社名)は、原則自由に決められますが下記の点に注意いただく必要があります。

- ①市町村内に同じ名前の会社があっても、まったく同じ住所でない限りは会社法上では同じ名前を使えますが、故意や悪意で同じにしたり事業内容も似ていたりすると、不正競争防止法の観点から損害賠償の対象になる恐れがあります。また、一般的・世界的に有名な名前(パナソニックやフォルクスワーゲンなど)も使えません。
- ②使う文字種は、ひらがな・カタカナ・漢字のほか、アルファベット・アラビア数字・符号(「・」「ー」「&」など)もOKですが、符号は先頭と末尾には使用できません。「.(ピリオド)」に限り、末尾に使用できますが英単語の省略表示(Inc. やLtd.)に限りません。また、符号でも「.」「.」は使えません。あと、複数の英単語を区切る目的でのみ、空白を使えます。

☆その他の注意点☆

資本金については、平成18年5月から無条件で1円でもOKとなりましたが、取引先などへの印象や許可を取得する際の最低条件などを考慮することが必要です。また、所在地は日本国内であれば所有・賃貸・間借りを問わず、どこでもOKですが、存在しない住所は使えません。また、マンション等の場合にそのマンション名や部屋番号を記載するかどうかは自由です。

⇒株式会社設立の方法、スケジュール

順序	どちらが	行う内容
1	お客様	<u>お問い合わせ・ご依頼はこちらボタン</u> からお申込みいただきます。
2	当カフェ	自動返信メールで受付通知後、翌営業日以内に「 <u>質問事項&ご準備物及び手順のご案内</u> 」「当カフェ報酬お振込み指定口座」をメールで添付送信致します。
3	お客様	①「 <u>質問事項&ご準備物及び手順のご案内</u> 」の <u>質問事項に回答</u> を記入していただき、その <u>回答及び資本金を出す方(発起人様)の印鑑証明書</u> 並びに <u>代表取締役になる方の印鑑証明書</u> をメールで添付又はFAXで送信いただきます。 ②指定口座へ <u>当カフェ報酬をお振込</u> いただきます。 ③順序6まで(通常2~3営業日後)に <u>新会社の代表者印を作成</u> いただきます。(もちろん、これまでに余裕を持って作成いただければベストです)
4	当カフェ	お客様からいただいた回答を基に、電子定款を作成します。
5	当カフェ	作成した電子定款を公証人役場へ送り事前チェックしてもらい、オンライン申請します。
6	当カフェ	・オンライン申請済の定款 ・法務局へ提出する書類① ・申請書記入例サンプル ・法務局へ提出する書類② を納品いたします。 (法務局へ提出する書類①のうち、申請書のみお客様に作成していただきますが、申請書記入例サンプルがありますので、問題なく作成していただけます。)
7	お客様	①納品いたしました書類の <u>押印箇所</u> に、 <u>代表者印を押印</u> していただきます。 ② <u>オンライン申請済の定款と準備物</u> (「 <u>質問事項&ご準備物及び手順のご案内</u> 」に記載)を持って公証人役場へ行っていただき、 <u>認証を受けて</u> いただきます。認証は座って待っていただくだけで、待ち時間等を除き約10~15分程で終わります。
8	お客様	<u>認証済の定款(謄本といえます)と法務局へ提出する書類①</u> を持って法務局へ行って提出いただきます。提出した日が設立日になります。(郵送提出も可能)
9	お客様	提出から2~7日後に登記が完了していますので(電話で確認いただいた方が確実です) <u>法務局へ提出する書類②</u> を持って法務局へ行っていただき、 <u>印鑑カード及び印鑑証明書・履歴事項証明書(必要通数)</u> を取得していただきます。

10	お客様	順序3でオプション込みの報酬をお振込いただいた方のみ、順序6で「税務署・都道府県税事務所・市町村への設立届の書類」を納品させていただきますので、それを各々の役所(提出先一覧表を同封しています)へ提出して下さい。
----	-----	---

合同会社を設立する！

⇒合同会社とは・・・事業内容や会社名等で注意すること

合同会社も株式会社と同じで営利法人です。商品やサービスを提供する対象も不特定多数であり、税制優遇もない点も株式会社と同じです。

では何が違うのかということになりますが、合同会社の方が設立にかかる実費が安く、運営が楽で自由な点が多いことがあります。例えば、設立の実費は多くの場合で株式会社より9万円も安く、運営については利益配当率が自由に決められたり、役員の任期がないので役員変更手続が不要であることが挙げられます。

ただ、どうしても株式会社よりも認知度が低いので信用性に劣る面があり、取引や人材集め等で影響が出たり、出資する人の権限が出資額に関わらず一律なので収集がつかない場面になり得たりします。

結論としましては、「信頼できる仲間と気楽に事業をやりたい」「儲け重視というより手軽に運営できる法人がいい」という人向けだということと言えます。

☆事業内容の注意点☆

事業内容(目的)は、必ず行うものや将来行う可能性のあるもの、行うか曖昧なもの等を問わずに記載する方が良いです。それは、設立後に行いたい事業を追加する時に登録免許税という実費が発生するという理由からです。

ただ、事業内容を決める際にはいくつかの注意点がありますので、下記を参考にして下さい。

- ①事業によって「許可」「認可」「登録」「届出」などが必要な場合があります。これは、その事業を監督する役所(例えば、建設業は国交省や都道府県)に確認するのですが、要件や基準が複雑だったり、取り扱う規模によっては逆に許可が不要だったりするケースがあります。
- ②当然ですが、法令違反していないことや公序良俗に反していない事業であること。
(例えば、「脱税あっせん事業」などはNG)
- ③前述しましたが、営利法人ですのでボランティアや慈善事業はできません。
- ④誰が(登記や定款を)見ても、わかりやすい事業内容であること。

☆会社名の注意点☆

商号(会社名)は、原則自由に決められますが下記の点に注意いただく必要があります。

- ①市町村内に同じ名前の会社があっても、まったく同じ住所でない限りは会社法では同じ名前を

使えますが、故意や悪意で同じにしたり事業内容も似ていたりすると、不正競争防止法の観点から損害賠償の対象になる恐れがあります。また、一般的・世界的に有名な名前(パナソニックやフォルクスワーゲンなど)も使えません。

- ②使う文字種は、ひらがな・カタカナ・漢字のほか、アルファベット・アラビア数字・符号(「・」「ー」「&」など)もOKですが、符号は先頭と末尾には使用できません。「.(ピリオド)」に限り、末尾に使用できますが英単語の省略表示(Inc. やLtd.)に限りです。また、符号でも「.」「.」は使えません。あと、複数の英単語を区切る目的でのみ、空白を使えます。

☆その他の注意点☆

資本金については、平成18年5月から無条件で1円でもOKとなりましたが、取引先などへの印象や許可を取得する際の最低条件などを考慮することが必要です。また、所在地は日本国内であれば所有・賃貸・間借りを問わず、どこでもOKですが、存在しない住所は使えません。また、マンション等の場合にそのマンション名や部屋番号を記載するかどうかは自由です。

⇒合同会社設立の方法、スケジュール

順序	どちらが	行う内容
1	お客様	お問い合わせ・ご依頼はこちらボタン からお申込みいただきます。
2	当カフェ	自動返信メールで受付通知後、翌営業日以内に「 質問事項&ご準備物及び手順のご案内 」「 当カフェ報酬をお振込いただく口座 」をメールで添付送信いたします。
3	お客様	①「 質問事項&ご準備物及び手順のご案内 」の 質問事項に回答 を記入していただき、その 回答 及び 資本金を出す方(社員様)の印鑑証明書 をメールで添付又はFAXで送信いただきます。 ②指定口座へ 当カフェ報酬をお振込 いただきます。 ③順序6まで(通常2~3営業日後)に 新会社の代表者印を作成 いただきます。(もちろん、これまでに余裕を持って作成いただければベストです)
4	当カフェ	お客様からいただいた回答を基に電子定款を作成し、オンライン申請します。
5	当カフェ	・オンライン申請済の定款 ・法務局へ提出する書類① ・申請書記入例サンプル ・法務局へ提出する書類② を納品いたします。 (法務局へ提出する書類①のうち、申請書のみお客様に作成していただきますが、申請書記入例サンプルがありますので、問題なく作成していただけます。)
6	お客様	納品いたしました書類の 押印箇所 に、 代表者印を押印 していただきます。
7	お客様	オンライン申請済の定款と法務局へ提出する書類① を持って法務局へ行って提出いただきます。提出した日が設立日になります。(郵送提出も可能)

8	お客様	提出から2～7日後に登記が完了していますので(電話で確認いただいた方が確実です) 法務局へ提出する書類②を持って法務局へ行っていただき、印鑑カード及び印鑑証明書・履歴事項証明書(必要通数)を取得していただきます。
9	お客様	順序3でオプション込みの報酬をお振込いただいた方のみ、順序5で「税務署・都道府県税事務所・市町村への設立届の書類」を納品させていただきますので、それを各々の役所(提出先一覧表を同封しています)へ提出して下さい。

一般社団法人を設立する！

⇒一般社団法人とは

古くからの公益法人制度で、主務官庁の許可を得て多くの公益法人が設立されましたが、中には営利を目的としていながら税金面で優遇措置を受けたり、官僚の天下りの温床にもなっていることから、次第に問題視され批判が絶えませんでした。

このような流れで平成20年12月1日、

「**一般社団法人**および**一般財団法人**に関する法律」

「**公益社団法人**及び**公益財団法人**の認定等に関する法律」

「**一般社団法人**及び**一般財団法人**に関する法律及び**公益社団法人**及び**公益財団法人**の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

という3つの法律が施行され、これらの法律によって**公益社団法人**、**公益財団法人**、**一般社団法人**、**一般財団法人**の4つの法人が設立できることになりました。

公益社団法人、**公益財団法人**は、最初から設立することはできず、従来の**社団法人**または**財団法人**から移行する、又は**一般社団法人**か**一般財団法人**を設立してから移行する必要があります。

そこで、当カフェでは「**一般社団法人**」についての特徴等をまとめてみました。

特徴①誰でも設立できる！

特徴②基金0円でスタートできる！

特徴③設立時の社員2人以上でスタートできる！（夫婦や友人同士でも可能！）

特徴④公益性がなくてもよい！（個人や特定グループのみの利益を目的にしてもよい！）

特徴⑤登記だけで設立手続完了！（認可などは不要で、会社と同じ手続！）

条件①名称に『一般社団法人』を入れること。会社のように前後どちらでも可能です。

条件②株式会社と同じく、定款を作り公証役場で認証を受けること。

条件③設立時の社員以外に、理事1人以上が必要。

簡単ですが以上が代表的なものです。ただ、大規模(貸借対照表の負債の部の合計額が200億円以上)になったり、税制の優遇を受けたい場合などは多少条件が変わります。

⇒一般社団法人設立の方法、スケジュール

順序	どちらが	行う内容
1	お客様	お問い合わせ・ご依頼はこちらボタン からお申込みいただきます。
2	当カフェ	自動返信メールで受付通知後、翌営業日以内に「 質問事項&ご準備物及び手順のご案内 」「当カフェ報酬をお振込いただく口座」をメールで添付送信いたします。
3	お客様	①「 質問事項&ご準備物及び手順のご案内 」の 質問事項に回答 を記入していただき、その 回答及び設立者(2人以上)の印鑑証明書 ならびに 理事になる方(1人以上)の印鑑証明書 をメールで添付又はFAXで送信いただきます。 ②指定口座へ 当カフェ報酬をお振込 いただきます。 ③順序6まで(通常2~3営業日後)に 新法人の代表者印を作成 いただきます。(もちろん、これまでに余裕を持って作成いただければベストです)
4	当カフェ	お客様からいただいた回答を基に、電子定款を作成します。
5	当カフェ	作成した電子定款を公証人役場へ送り事前チェックしてもらい、オンライン申請します。
6	当カフェ	・オンライン申請済の定款 ・法務局へ提出する書類① ・申請書記入例サンプル ・法務局へ提出する書類② を納品いたします。 (法務局へ提出する書類①のうち、申請書のみお客様に作成していただきますが、申請書記入例サンプルがありますので、問題なく作成していただけます。)
7	お客様	①納品いたしました書類の 押印箇所 に、 代表者印を押印 していただきます。 ② オンライン申請済の定款と準備物 (「 質問事項&ご準備物及び手順のご案内 」に記載)を持って 公証人役場へ行っていただき、認証を受けていただきます 。認証は座って待っていただくだけで待ち時間等を除き、約10~15分程で終わります。
8	お客様	認証済の定款(謄本といえます)と法務局へ提出する書類① を持って 法務局へ行って提出 いただきます。提出した日が 設立日 になります。(郵送提出も可能)

9	お客様	提出から2～7日後に登記が完了していますので(電話で確認いただいた方が確実です)法務局へ提出する書類②を持って法務局へ行っていただき、印鑑カード及び印鑑証明書・履歴事項証明書(必要通数)を取得していただきます。
10	お客様	順序3でオプション込みの報酬をお振込いただいた方のみ、順序6で「税務署・都道府県税事務所・市町村への設立届の書類」を納品させていただきますので、それを各々の役所(提出先一覧表を同封しています)へ提出して下さい。

一般財団法人を設立する！

⇒一般財団法人とは

古くからの公益法人制度で、主務官庁の許可を得て多くの公益法人が設立されましたが、中には営利を目的としながら税金面で優遇措置を受けたり、官僚の天下りの温床にもなっていることから、次第に問題視され批判が絶えませんでした。

このような流れで平成20年12月1日、

「一般社団法人および一般財団法人に関する法律」

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

という3つの法律が施行され、これらの法律によって公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人の4つの法人が設立できることになりました。

公益社団法人、公益財団法人は、最初から設立することはできず、従来の社団法人または財団法人から移行する、又は一般社団法人か一般財団法人を設立してから移行する必要があります。

そこで、当カフェでは「一般財団法人」についての特徴等をまとめてみました。

特徴①誰でも設立できる！

特徴②設立時の社員1人以上でスタートできる！

特徴③公益性がなくてもよい！（個人や特定グループのみの利益を目的にしてもよい！）

特徴④登記だけで設立手続完了！（認可などは不要で、会社と同じ手続！）

条件①名称に『一般財団法人』を入れること。会社のように前後どちらでも可能です。

条件②株式会社と同じく、定款を作り公証役場で認証を受けること。

条件③設立時の社員以外に、評議員3人以上、理事3人以上、監事1人以上が必要。

条件④300万円以上の財産拠出が必要。

簡単ですが以上が代表的なものです。ただ、大規模(貸借対照表の負債の部の合計額が200億円以上)になったり、税制の優遇を受けたい場合などは多少条件が変わります。

⇒一般財団法人設立の方法、スケジュール

順序	どちらが	行う内容
1	お客様	<u>お問い合わせ・ご依頼はこちらボタン</u> からお申込みいただきます。
2	当カフェ	自動返信メールで受付通知後、翌営業日以内に「 質問事項&ご準備物及び手順のご案内 」「 当カフェ報酬をお振込いただく口座 」をメールで添付送信いたします。
3	お客様	①「 質問事項&ご準備物及び手順のご案内 」の 質問事項に回答 を記入していただき、その 回答 及び 設立者(1人以上)の印鑑証明書 ならびに 代表理事になる方の印鑑証明書 をメールで添付又はFAXで送信いただきます。 ②指定口座へ 当カフェ報酬をお振込 いただきます。 ③順序6まで(通常2~3営業日後)に 新法人の代表者印を作成 いただきます。(もちろん、これまでに余裕を持って作成いただければベストです)
4	当カフェ	お客様からいただいた回答を基に、電子定款を作成します。
5	当カフェ	作成した電子定款を公証人役場へ送り事前チェックしてもらい、オンライン申請します。
6	当カフェ	・オンライン申請済の定款 ・法務局へ提出する書類① ・申請書記入例サンプル ・法務局へ提出する書類② を納品いたします。 (法務局へ提出する書類①のうち、申請書のみお客様に作成していただきますが、申請書記入例サンプルがありますので、問題なく作成していただけます。)
7	お客様	①納品いたしました書類の 押印箇所 に、 代表者印を押印 していただきます。 ② オンライン申請済の定款と準備物 (「 質問事項&ご準備物及び手順のご案内 」に記載)を持って 公証人役場へ行っていただき、認証を受けていただきます 。認証は座って待ついただくだけで、待ち時間等を除き約10~15分程で終わります。
8	お客様	<u>認証済の定款(謄本といいます)と法務局へ提出する書類①</u> を持って 法務局へ行って提出 いただきます。提出した日が 設立日 になります。(郵送提出も可能)

9	お客様	提出から2～7日後に登記が完了していますので(電話で確認いただいた方が確実です) 法務局へ提出する書類②を持って法務局へ行っていただき、印鑑カード及び印鑑証明書・履歴事項証明書(必要通数)を取得していただきます。
10	お客様	順序3でオプション込みの報酬をお振込いただいた方のみ、順序6で「税務署・都道府県税事務所・市町村への設立届の書類」を納品させていただきますので、それを各々の役所(提出先一覧表を同封しています)へ提出して下さい。

NPO法人を設立する！

⇒NPO法人とは

まず、「NPO(NonProfit Organization)」とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。

NPOの中には法人格を持たず活動しているところも多数あります。しかし、法人格を持たないと、銀行口座の開設、保険への加入や事務所の賃借などを団体の名で行うことができないなどの不都合が生じることがあります。

NPO法人制度は、こうした不都合を解消しNPO活動を促進することを目的に、NPOが簡易な手続きで法人格を取得できる仕組みです。

自由な法人運営を尊重し、情報公開を通じた市民の選択・監視を前提に、所轄庁(注)の関与が極力抑制された制度となっている点が大きな特徴です。

(注)所轄庁:事務所がある都道府県。ただし、政令指定都市に事務所がある場合には、当該市。
2以上の都道府県の区域内に事務所がある場合は、内閣総理大臣

次に、NPO法人になるための条件を以下にまとめてみました。

①下記の特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5 環境の保全を図る活動
- 6 災害救援活動
- 7 地域安全活動
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 9 国際協力の活動

- 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 11 子どもの健全育成を図る活動
- 12 情報化社会の発展を図る活動
- 13 科学技術の振興を図る活動
- 14 経済活動の活性化を図る活動
- 15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 16 消費者の保護を図る活動
- 17 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

であり、不特定かつ多数人の利益の増進に寄与する事を目的とするものであること

- ② 営利を目的としないものであること
- ③ 社員(「会社」での社員という位置づけではなく、『会員』のようなイメージです)の資格の取得や喪失について、不当な条件を付さないこと
- ④ 役員(理事3人以上、監事1人以上必要:親族の数に一定の制限あります)のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
- ⑥ 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと
- ⑦ 暴力団又は暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと
- ⑧ 10人以上の社員を有するものであること

あと、設立後に行う約束事としては、毎年事業年度(決算月のこと)終了後3ヶ月以内に、都道府県又は内閣府へ「事業報告書」を提出することです。
簡単ですが以上が代表的な条件です。

⇒NPO法人設立の方法、スケジュール

順序	どちらが	行う内容
1	お客様	お問い合わせ・ご依頼はこちらボタン からお申込みいただきます。
2	当カフェ	自動返信メールで受付通知後、翌営業日以内に「 質問事項&ご準備物及び手順のご案内 」「 当カフェ報酬をお振込いただく口座 」をメールで添付送信いたします。

3	お客様	<p>①「質問事項&ご準備物及び手順のご案内」の質問事項に回答を記入していただき、その回答及び役員全員の住民票ならびに役員のうち理事長になる方の印鑑証明書をメールで添付又はFAXで送信いただきます。</p> <p>②指定口座へ当カフェ報酬をお振込いただきます。</p> <p>③順序5まで(通常2~3営業日後)に新法人の代表者印を作成いただきます。(もちろん、これまでに余裕を持って作成いただければベストです)</p>
4	当カフェ	お客様からいただいた回答を基に、設立認証申請書一式を作成します。
5	当カフェ	<ul style="list-style-type: none"> ・設立認証申請書一式 ・設立認証後(約4ヵ月後)、法務局へ提出する書類① ・申請書記入例サンプル ・設立認証後(約4ヵ月後)、法務局へ提出する書類② ・設立登記完了届出書 を納品いたします。 <p>(法務局へ提出する書類①のうち、申請書のみお客様に作成していただきますが、申請書記入例サンプルがありますので、問題なく作成していただけます。)</p>
6	お客様	<p>①納品いたしました書類の押印箇所に、代表者印等を押印していただきます。</p> <p>②押印いただいた書類のうち、設立認証申請書一式を当カフェへ送付いただきます。</p>
7	当カフェ	押印、送付いただいた設立認証申請書一式とその他書類を、都道府県又は内閣府へ提出致します。
8	当カフェ	約4ヵ月後、都道府県又は内閣府から「認証書(認証された通知)」が当カフェに届きますので、これと設立認証申請書一式のお控えをお客様へ送付致します。
9	お客様	お送りした <u>認証書のコピー(原本は保管して下さい)</u> と <u>法務局へ提出する書類①</u> を持って法務局へ行って提出いただきます。(郵送提出も可能)
10	お客様	提出から2~7日後に登記が完了していますので(電話で確認いただいた方が確実です)法務局へ提出する書類②を持って法務局へ行っていただき、印鑑カード及び印鑑証明書・履歴事項証明書(必要通数)を取得していただきます。
11	お客様	順序5でお送りした「設立登記完了届出書」と、順序8でお送りした設立認証申請書一式のうち「定款」「財産目録」と、順序10で取得された「履歴事項証明書」を、都道府県又は内閣府へ提出いただきます。(郵送提出も可能)
12	お客様	順序3でオプション込みの報酬をお振込いただいた方のみ、順序5で「税務署・都道府県税事務所・市町村への設立届の書類」を納品させていただきますので、それを各々の役所(提出先一覧表を同封しています)へ提出して下さい。

当カフェでは、上記株式会社からNPO法人までの設立にあたり、準備するもの等についてご相談、ご質問を承っております。

お気軽にお問合せ下さい。